

近世音の概念——「漢語近世音のはなし」補説

中村雅之

1. 近世音は時代区分にあらず

近世音という語は、上古音や中古音に対して近世の音韻という時代区分の一面はたしかにある。しかしながら、私が『KOTONOHA』第79号(2009年6月)から「漢語近世音のはなし」という啓蒙的な講話の不定期連載を始めた際に述べたように、私自身は「近世音」を遼代以来の「漢児言語」の音韻と定義する。つまり、時代区分以上に、北京を中心とする地域で言語接触によって生まれた、多民族間の共通語としての北方漢語口語という点に重点を置くのである。なぜこの点にこだわるかについて以下に述べ、中断している連載「漢語近世音のはなし」の補説としたい。

2. あいまいな「官話」の概念

以前は「北京官話」という呼称が広く用いられたこともあって、明清の官話(=広義の南京官話)と北京語とが十分に区別されずに研究がなされていた。入声韻尾消失の過程を論じた有坂秀世1936の中に「博」字の韻尾消失に関して次のような記述がある。

北支那に於ても、pakは恐らくまづpaukに變化し、これから中原音韻の形pau?に移り、更にpo?, poと變化して、現代の北京官話の形が出来たのである。

私は遼代以来の北京語に声門閉鎖韻尾[-ʔ]はなかったという考えに傾いているが、今それについては措く。問題は、「博」の音が[pau?]から[po?]、さらに[po]へと変化したという部分である。[pau?]は北京語白話音に対応する音形、[po?]は南京官話の音形、[po]は北京語文言音の音形であって、それらを混同して音韻変化を論じるのは適当ではない。13-14世紀のパスパ文字表記や15世紀のハングル表記から知られる「博」の伝統的な北方音は[pau]である。明朝の成立とともに有力になった南京官話の音形が[po?]であり、それを模倣して生まれた北京語文言音が[po]である。「博」の白話音[pau]は現在では用いられないが、同じ鐸韻の「薄」には白話音[pau]と文言音[po]の双方が伝わっており、[pau](あるいは[pau?])から[po]が生まれたのではないことは明らかである。

実は有坂氏は南京官話について十分な知識を持っていた。有坂1938では日本の唐話資料などによって南京官話の特徴に言及している。当時、漢語音韻史研究の第一線に立ち、南京官話についてもよく知っていた有坂氏が、なぜ上述の「博」のような過ちを犯したのか。それは北京語を「官話」という枠で括るという当時の考え方から抜け出せなかったからであろう。

19世紀半ばに初めて総合的な方言研究をおこなったEdkinsは、北京語を官話(Mandarin)の一つと位置づけた。その結果、非南方方言はすべて官話系方言として括られることになったのである。本来、「官話」は役人の言語としての階層的な方言であり、地理的な方言ととらえるべきものではない。しかし、Edkins以降、北京語と南京官話をはっきりと区別することなく、「古官話」や「近代官話」などと呼んで近世音を論じる習慣が定着してゆく。

3. 資料の性格

藤堂明保1980(初版は1956)は、近世音の各種資料についての解説を含んでおり有用であるが、ここ

でも「官話」という語は北方方言というほどの意味合いで用いられている。藤堂氏によれば、元代の『中原音韻』に代表される華中・華北の共通語の音系が「古官話 (Old Mandarin)」であり、清初の『司馬溫公等韻図経』以後が「近代官話 (Modern Mandarin)」、明末の『西儒耳目資』などが過渡期の韻書ということになる。北京語白話音に相当する(伝統的な北方音の)音形を中心して構成される『中原音韻』と、北京語白話音を全く記さずに(広義の)南京官話の音形によった『西儒耳目資』を縦糸で結ぶ手法は、有坂氏の時代と同様のもので、現在ではそのまま認めることはできない。それぞれの資料がどのような性格を持っているか、具体的には、北京語(および近接の方言)を記した資料なのか、それとも南京官話を記した資料なのかについて、明確な基準をもって定めることが重要である。

北京語か南京官話かを見分ける指標は以下の通りである。

- ① 北京音は果摂一等の開口(「個」「賀」と合口(「過」「貨」)を明瞭に区別し、開口は非円唇/-ə/である。南京音では開口と合口の区別なく、ともに円唇/-o/、陝西など北方の官話(広義の南京官話に属する)では開口/-o/、合口/-uo/となる。
- ② 「角/kiau/」「得/təi/」「百/pai/」などの北京語白話音は遼代以来の伝統的な北方音であり、南京官話には用いられない。
- ③ 清代の資料で、尖団の区別のないものは北京音であり、南京官話では明瞭に区別する。
- ④ 南京官話は短足調の入声を有するが、北京語にはない。ただし、『西儒耳目資』やEdkinsの資料を除けば、表記からその有無を判断するのは困難である。

4. それぞれの背景

北京語と南京官話とは、上に挙げたような違いはあるが、全体としては共通部分も多く、互いに意思疎通の可能な言語であったと言いうる。しかし、それぞれの言語の背景は全く異なる。南京官話の土台はあくまでも南方士大夫階級の言語であり、元代に強烈な北方化の波を受けて濁音声母を失ったものの、他の音韻的特徴は周辺の南方雅語と大差はない。

一方、北京語の土台は、契丹・女真・モンゴルなどの北方の民が習い覚えた漢語であり、太田辰夫氏によって「漢児言語」と称されたものである。「漢児言語」は『老乞大』に見える語で、本来は単に「漢語」の意であろうが、現在では専ら北方漢語口語を意味する語として用いる。文法・語彙・発音の各面において南方の言語と異なる特徴を有した漢児言語は、明代以降、南京官話の影響を受けて徐々に変容してゆく。

南京の言語は、明代になると首都の言語として各地の役人たちの共通語に発達する。官話の誕生である。元代の北方化を経て一種の南北折衷言語であった南京語は、南北双方で理解しやすい言語として急速に広まったと思われる。永楽帝の北京遷都によって南京から多くの役人が北京に入り、南京官話は北京語にも多大な影響を与えることになる。音韻面での最大の影響は、「角/kio/」「得/tə/」のように、北京語の中に官話音の模倣としての文言音が生まれたことである。南京官話と北京語とは、それぞれが影響を与え合い、受け合った折衷言語的な性格を持っているのである。

5. 近世音とは何か

近世音は、あくまでも北方漢語(北京語)の音韻史として研究すべきものである。言語接触の結果生まれた漢児言語の音韻が近世音なのであり、決して官話の音韻ではない。官話が南京を発信地として

明代以降に発達したものである以上、元代以前の北京語を官話の歴史に組み入れることは、そもそも定義として成り立たない。したがって、近世音の重要資料とされてきた『西儒耳目資』なども、官話の資料であり、近世音にとっては参考資料にとどまる。近世音を北方諸語と漢語との言語接触という観点から見た場合、契丹文字・パスパ文字・ハングル・満洲文字などの対音資料を最重要の所拠資料とするのが王道なのである。

<参考文献>

有坂秀世1936「入声韻尾消失の過程」『音声学協会会報』41. (『国語音韻史の研究』増補新版所収)

有坂秀世1938「江戸時代中頃に於けるハの頭音について—唐音資料に反映した」『国語と国文学』

15-10. (『国語音韻史の研究』所収)

藤堂明保1980『中国語音韻論 その歴史的研究』光生館.